

地域貢献活動の認定ガイドライン (H28.4.1 改正)

地域貢献活動の認定に関して具体的な方針を定めましたので、本ガイドラインを通読の上、活動並びに申告を頂くようお願いします。

1. 対象行為

認定の対象となる地域貢献活動は、大仙市内において行われた自主的な活動のうち、次に掲げるもので、認定を受けようとする年度の前年度4月1日から翌年3月31日までに行われた次に掲げる活動や取組みとします。なお、認定を受けようとする年度内に実施した活動についてもその申告を受け付けしますが、その場合、取り扱いが異なりますので、後述の「4 申告の受付期間と認定日」を参照してください。

なお、具体例は別途例示していますので、参考にしてください。

(1) 清掃美化活動

道路や河川など公共施設の清掃、通学路の環境美化活動など、地域住民の生活環境の向上に寄与する活動。

(2) 除雪活動

近隣町内会等の除雪・排雪作業に対する役務や除排雪車両の提供、一人暮らし・老人・小世帯などへの除雪・排雪等のボランティア活動。

(3) 保全補修活動

道路、水路、河川、公園及び教育・文化・体育施設その他公共施設の維持補修整備などの活動。

(4) 業務支援活動

地域における交通安全運動やライフライン監視活動など、安全・安心なまちづくりに寄与する活動、又は地域振興に供する催事にかかる会場の設営・整備などの支援活動。

(5) 災害対応活動

豪雨洪水、地震等の自然的事象（天災）の発生時における緊急的支援活動。

(6) その他の活動

上記（1）から（5）に当てはまるもののほか、以下の取組みを行っている企業についても認定対象とします。

- ・ 学生インターンシップの受入に協力している企業
- ・ 若年者雇用を行っている企業
- ・ 男女共同参画職場づくりに取り組んでいる企業
- ・ その他、公益目的の事業に企業として計画的に協力している企業

(注1) : インターンシップの受入及び若年者雇用については、協力、雇用をしているかどうかを基準に審査しますので、複数の申告があっても、年に1.5点(1件分)を満点とします。インターンシップ受入の申告には、学校からの依頼文書と、受け入れ人数が分かる資料を添付してください。

また、次項の(3)で「市内で実施された活動や取り組み」であることを条件としていますが、格付を持たない業者が「大仙市市内・準市内業者の認定基準」第3条第1項第2号の要件にある「地域に根ざした貢献活動の実績が顕著である」と認められる目的でインターンシップ受け入れの申告をした場合は、本店の所在地が市外である場合もあることから、受け入れた研修生が市内の学校生徒である場合に限り、研修地が市外であっても可とします。

(注2) : 男女共同参画にかかる取り組みについては、秋田県の「男女共同参加職場づくり事業実施要綱」第4条第1項に定める確認結果の通知を受けていること、または同要綱第5条の評点を得ることができることを条件に地域貢献活動として認定します。申告は次に従って行ってください。

- ・ 申告書の実施期間欄は、記載不要です。
- ・ 申告書の実施地域欄の記載にあたっては、事業所が位置する地域を選択してください。
- ・ 申告書には、「男女共同参画職場づくり事業に係る確認について(通知)」及び「男女共同参画職場づくり調査表」の写しを添付してください。
- ・ 確認通知を受けていない場合は、同事業において評点を得る(重点項目4項目のうち2項目以上に該当する)ことが十分に確認できるよう、県に申請する書類と同様の資料を添付してください。
- ・ 地域貢献活動参加者名簿(様式第2号)及び活動写真等の書類の添付は不要です。
- ・ 申告書の地域貢献活動証明欄への記載、または証明書等の添付は不要です。

(注3) : その他、公益目的の事業への協力を申告する場合は、次項の(1)～(4)の条件に沿って審査しますので、必要十分な資料を添付してください。

(注4) : 「大仙市消防団協力事業所表示証の交付を受けている企業」については、総合評価落札方式の評価項目であることから地域貢献活動の認定対象外として取り扱いします。

2. 地域貢献活動として認定されるための条件

地域に貢献する活動を行った場合であっても、認定の対象となるものは、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限るものとします。

(1) 自主的な非営利の活動であること

金銭の多寡に関らず対価を求めず、自発的、かつ、自主的に取り組んだ活動を認定の対象とします。防災協定に基づく出動であっても、無償又は実費で行う場合は認定

の対象としますが、協議等により工事費用の支払いが発生した場合には認定の対象にはなりません。また、請負契約等に基づいて行うなど、営業活動である場合も認定の対象にはなりません。活動の実施に伴い発生した経費は自己負担であることを原則とします。ただし、第三者の善意により資材提供等を受けた場合などはこの限りではありません。

当該企業が所属する団体・機関等が主催する、公益的で非営利なボランティア活動の呼びかけに応じて参加した場合、および、学校や地縁団体から依頼を受けて保全補修や業務支援、除雪等を実施した場合は、地域貢献に資する活動を積極的に行っていると判断できるため、「自発的」「自主的」の例外として認定の対象とします。

(2) 企業としての取組であること

計画的に人員を配置し会社全体で組織的に実施した活動を認定の対象とします。認定にあたっては、一の地域貢献活動につき、当該企業に所属する従業員のうち半数以上または5人以上参加していることを条件とします。そのため、被災地の支援活動や地元地域のクリーンアップ活動などに、従業員が個人的に参加した場合は認定の対象にはなりません。なお、従業員とは、直近の入札参加資格申請書に添付されている技術職員名簿及びその他職員名簿に登載されている者とします。

活動の性質によっては、少数の重機オペレーターのみが作業にあたるというような内容のものがああり、その場合は、当該企業が資材、重機等は無償で負担していることを条件として認定の対象とします。

(3) 地域に貢献する活動であると認められること

市内で実施され、かつ地域に密着した活動や取り組みで、地域住民から高い評価を得るなど、地域貢献活動として社会的に認められ、関係団体からの証明書や認定書等、関係者からの感謝状などにより、地域への貢献を客観的に確認できる第三者の証明を受けた活動を認定の対象とします。

(4) 当該企業に所属する従業員の実働実績があり、活動内容が客観的に確認できること

実際の活動実績があり、その状況が写真等により視認できる活動を認定の対象とします。なお、防災協定等を締結しているだけで活動の実績がない場合は認定の対象にはなりません。

3. 提出書類

次の書類を事業所ごとに一組にまとめ提出すること。

- (1) 地域貢献活動実施申告書（様式第1号） ※申告する事業所ごとに1部
- (2) 地域貢献活動内容報告書（様式第2号） ※認定を受けようとする活動ごとに1部
一の地域貢献活動を同一日に複数地域で実施した場合は、地域ごとに書類を作成

してください。一の活動場所が複数の地域にまたがる場合は、複数の活動とはなりませんので、主に実施した地域でのみ書類を作成してください。同じような活動を複数の班に分かれて実施した場合や、当番制で何日間も実施した場合などは、程度にもよりますが同種・類似の活動とみなし、5回(件)までを1件分、6～10回を2件分、10回以上を3件分として換算します。

(3) 活動内容が具体的に確認できる資料

①写真又は広報誌等

実施した活動が視認できる資料として、活動の様子を取材した写真や新聞記事、広報誌等を必ず添付してください。

②証明書又は感謝状の写し等

実施した活動を客観的に評価できる第三者が地域に貢献した活動であると証明したことを確認できる資料として、関係者からの証明書や感謝状等を添付してください。別途書面で得ることが困難な場合は、申告書の証明欄により証明することも可能です。ただし、その場合、証明者は公的委員、機関の長、その他の代表者に限ることとし、証明者が署名欄に自署押印するものとします。

なお、一の地域貢献活動を同一日に複数地域で実施した場合は、それぞれの地域の関係者から証明を受ける必要があります。

4. 申告の受付期間及び認定日等

申告の受付期間及び認定日は、認定を受けようとする活動の実施時期及び申告日ごとに次のとおりとします。

区 分	受付対象となる活動	申告の受付期間	認定日	認定の有効期限
定期受付	認定を受けようとする年度の前年度4月1日から翌年3月31日までに行われた活動	大仙市ホームページ上で告知	申告を受けた年度の6月1日	認定を受けた年度の定期受付の認定日から起算して2年間で満了した日
随時受付	① 認定を受けようとする年度内に実施した活動 ----- ② 認定を受けようとする年度の前年度4月1日から翌年3月31日までに行われた活動で、定期受付終了後で基準日から1年以内に申告した活動	随時(ただし、毎月10日を締め切りとし、それ以降の申告は翌月受付扱いとする)	申告受付後最初の月の1日	

5. その他

非営利目的で自主的に行い、対象行為に該当する活動であっても、所有者の承諾を得ないで勝手に行うなど、違法又は不当な行為である場合は認定の対象とはなりませんので、関係者との意思疎通を十分に図ってください。

また、当該活動に起因して関係者との間で紛争になるなど、地域に貢献した活動であると認められない事態が生じた場合は、認定の対象としない、又は取り消す場合があります。

なお、認定後に虚偽の申請が明らかになった場合は、直ちに認定を取り消します。

【地域貢献活動の認定となる事例】

① 清掃美化活動

[認められる事例]

- ・ 通学路となっている河川堤防の草刈りと清掃を、河川管理者の承諾のうえで自主的に行い、児童、生徒が安心して通学できる環境を整備した。
- ・ 近隣の道路に設置しているカーブミラーの清掃やガードレールの美化を行い、地域における生活道路の安全と環境整備の向上に努めた。

[認められない事例]

- ・ 市側と協議の上実施した河川清掃で、作業員派遣にかかる人件費は事業所が負担し、作業車にかかる経費（車両借上料や燃料代等）は市側へ請求し支払いを受けた→活動経費はすべて自己負担が原則です。

[一部訂正を要する事例]

- ・ 大曲地域四ツ屋からスタートして国道 105 号線沿いの歩道のクリーンアップ活動を、中仙地域清水まで実施したため、大曲地域と中仙地域の 2 地域で申告した。→主に活動した 1 地域分の申告のみ認定の対象となります。
- ・ 従業員 15 人を 5 人ずつ 3 班に分け、1 週間おきに交代で、月・水・金曜日に事務所周辺から主要道路までの清掃美化活動を 2 時間ずつ行ったので、9 日分申告した。→複数回実施の場合は、同種、類似の活動とみなし、この場合は 6～10 回ですので 2 件分に換算して認定となります。

② 除雪活動

[認められる事例]

- ・ 豪雪の際、自ら除雪作業を行うことが困難な独居老人がいるとの相談を受け、屋根の雪下ろしや生活道路確保のための除雪をボランティアで行った。
- ・ 小学校の体育館で屋根からの落雪が堆積しており、通行できず、館内の日照も悪くなっていたため、自社保有のバックホー及び除雪ローダをそれぞれ一人のオペレーターが運転して除雪した。→5 名に満たない活動人数ですが、自社の重機、燃料を無償で提供しているため認定となります。

[認められない事例]

- ・ 除雪の業務委託を受けている区域において、市民から除雪の状況に関する苦情があったため、現場に赴き状況改善に必要な除排雪作業を行った。→委託されている業務の範囲内で行うべき作業であるため、認定できません。

③ 保全補修活動

[認められる事例]

- ・ 学校支援ボランティア活動の一環として、運動会日に合わせ、観覧予定地に保護者が安心して座れ

るように川砂を運搬整備し、栈敷を設置した。

- ・ 学校校内の利用可能なスペースに、碎石を敷き均し整地するなど駐車場として整備した。

[認められない事例]

- ・ 工事作業中に誤ってカーブミラーを破壊したため、既存品よりも品質の高い製品を自社で購入し入れ替え設置工事を行った。→自己責任により発生した事故に起因する活動あり自主性に乏しく、また、現状復帰は当然の義務であることから認定できません。

④ 業務支援活動

[認められる事例]

- ・ 保育園庭の「こいのぼり」用竿の設置及び撤去を小型移動式クレーンにて行っている。
- ・ 交通安全運動期間にあわせ、ドライバーに、チラシとりんご及びポケットティッシュを手渡すなど、大仙警察署交通課の協力を得ながら安全運転の啓蒙を図った。
- ・ 地縁団体の依頼を受け、地域の恒例体育行事の開催にあたり、運動場のトラック、芝生の整備をし、自社保有の鉄板敷を貸し出した。→自主的の例外として、地縁団体からの依頼で行った活動も認定となります。

[認められない事例]

- ・ 地元で開催された有料の音楽イベントの開催にあたり会場設営や駐車場整理等に無償で協力した。→観覧料金等が発生するイベントは参加者が限定されることから地域貢献に供する催事から除外します。ただし、運営主体が市民団体等で、興行収入の全額が募金等に充てられるなどの慈善活動を目的とするイベントの場合はこの限りではありません。
- ・ 従業員の健康づくりも兼ねて、地元のスポーツイベントへの参加を奨励している。→単にイベントへの参加のみの場合、認定できません。

④ 災害対応活動

[認められる事例]

- ・ 豪雨の際、河川のパトロールを行ったところ、水位の上昇が認められたため、近隣住民に周知するとともに河川管理者に通報し、河川に向かう道路に立看板を設置して注意喚起した。

[認められない事例]

- ・ 災害発生時の応急対策工事を安価で受注した。→金銭の授受が発生した活動は認定できません。

⑤ その他の活動

[認められる事例]

- ・ 大仙市内の学校又は団体からの依頼を受け、学生のインターンシップの受け入れを行っている。
→大曲仙北雇用開発協会が主催する職場体験の呼びかけに応じて学生を受け入れた場合も、インターンシップの一つの形と捉え、認定の対象とします。

- ・ 新規学卒者等を含む若年者を常時雇用の者として採用しかつ、継続雇用している。
- ・ 秋田県で実施している男女共同参画職場づくり調査事業において、男女共同参画職場づくり取り組み報告書を提出し、確認書が交付されている。

[認められない事例]

- ・ 地元で開催している花火大会のスポンサーである→事業所の従業員の実働が無く、資金提供のみの場合、活動実績には該当しません。
- ・ 地元の集会施設に掛け軸を寄贈した。→事業所の従業員の実働が無く、物品の寄贈のみの場合、認定できません。

※ここに掲げたものは一例であり、例示した活動に限定されるわけではありません。

地域貢献活動の認定及び有効期間にかかるタイムフロー

①前年度の活動を 定期受付分として 申告した場合	平成23年4月1日		平成24年3月31日	平成24年4月1日	平成24年5月10日	平成24年6月1日	定期認定日					平成25年3月31日	平成25年4月1日	平成25年5月31日	平成25年6月1日	定期認定日		平成26年3月31日	平成26年4月1日	平成26年5月31日	平成26年6月1日	定期認定日
	地域貢献活動の実施期間		基準日		定期受付期間(予定)			基準日														
	申告期間		基準日		定期受付期間(予定)			基準日														
	認定有効期間 ※認定ポイント		基準日		定期受付期間(予定)			基準日		※別表(1)適用						※別表(2)適用						

②随時受付分 (基準日以降に実施) した活動を申告 した場合	平成23年4月1日		平成24年3月31日	平成24年4月1日	平成24年6月1日	平成24年7月1日	平成24年7月20日	平成24年8月10日	平成24年9月1日	随時認定日		平成25年3月31日	平成25年4月1日	平成25年5月31日	平成25年6月1日	定期認定日		平成26年3月31日	平成26年4月1日	平成26年5月31日	平成26年6月1日	定期認定日	
	活動実施日(例)					○																	
	申告日(例)							○															
	認定日(例)								○														
認定有効期間 ※認定ポイント		基準日		定期認定日			随時認定日		基準日		※別表(1)適用						※別表(2)適用						

③随時受付分 (前年度の活動を 定期受付期間外に 申告した場合)	平成23年4月1日		平成24年3月31日	平成24年4月1日	平成24年6月1日	平成24年7月1日	平成24年7月10日	平成24年8月10日	平成24年9月1日	随時認定日		平成25年3月31日	平成25年4月1日	平成25年5月31日	平成25年6月1日	定期認定日		平成26年3月31日	平成26年4月1日	平成26年5月31日	平成26年6月1日	定期認定日	
	地域貢献活動の実施期間		基準日		定期認定日			随時認定日		基準日		※別表(1)適用						※別表(2)適用					
	申告日(例)							○															
	認定日(例)								○														
認定有効期間 ※認定ポイント		基準日		定期認定日			随時認定日		基準日		※別表(1)適用						※別表(2)適用						

別表 認定ポイント配点表(「大仙市地域貢献活動の認定に関する取扱要領」から抜粋)

区分	地域貢献活動の種類	認定ポイント
(1) 認定日からの経過期間が 認定日から起算して一年 以下の地域貢献活動	清掃美化	1件の認定につき 1.0ポイント
	除雪	
	保全補修	1件の認定につき 1.5ポイント
	業務支援	
災害対応		
その他		
(2) 認定日からの経過期間が 認定日から起算して一年 超え二年以下の地域貢献 活動	活動の種類は問わない	認定件数に関らず 認定実績の有る地域ごとに 一律0.5ポイント

注) 随時受付分として認定を受けた地域貢献活動への認定ポイントの設定は、当該年度の定期受付分の認定の日に認定を受けたものとして取り扱います。
※大仙市地域貢献活動に関する取扱要領第4条第2項